

## 病院利用者専用駐車場を新しく整備しました

高島市民病院では、病院利用者専用駐車場が完成し、4月1日(月)からご利用いただけます。

新しい駐車場は、病院にご用のない方の長期間にわたる不適正な駐車を規制し、ご来院頂く皆様の駐車スペースを確保するため、ゲートを設置し、一部有料化させていただきます。

### 《利用開始日》

平成 25 年 4 月 1 日 (月)

### 《駐車料金》

**最初の 1 時間 = 無料**

以降 30 分につき 100 円加算 (上限なし)  
※ 30 分に満たない時間は、30 分となります。

### 《使用料が無料になる方》

次の方は無料となります。駐車券をご持参のうえ、所定の場所で無料化の手続きを行ってください。

● 診察または各種健康診断を受けるために来院された方  
(医療相談または各種証明書の発行を受けるための来院も含まれます)

会計窓口で、支払いの際に駐車券をご提示ください。

● 入退院時の送迎、病状の説明や手術の立会いなどのために当院がご家族の来院を求めた場合

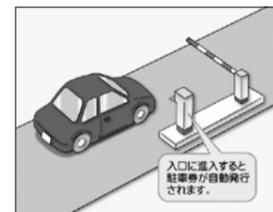
駐車券とともに、その旨をお伝えください。

● 医師が認めた入院患者の付添者

駐車券とともに、その旨をお伝えください。

### 《駐車場ご利用の流れ》

#### 《入場時》



①車が駐車場入口に進入すると駐車券発行機から駐車券が自動発行されます。

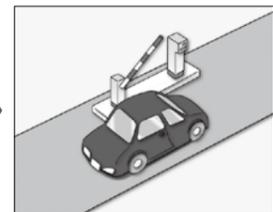


②駐車券を抜き取るとゲートが開きます。  
※駐車券は必ず携帯してください。

#### 《出場時》



④出口で案内に従い駐車券を精算機に入れてください。



⑤手続きが完了するとゲートが開きます。

#### 《無料化の手続きについて》



③会計、夜間受付または健診センターにて、駐車券を提示して無料化の手続きをしてください。

#### 【受付場所】

本棟 1 階【会計窓口】【入退院窓口】  
受付時間：8 時 30 分～22 時 00 分

#### 《夜間》

・本棟 1 階【夜間受付】  
受付時間：22 時 00 分～8 時 30 分  
・健診棟 2 階【健診センター受付】  
健康診断実施時間のみ

駐車場への出入りおよび通行においては、歩行者の横断に注意してください。

☎ 高島市民病院 ☎ (36) 0220



健診センター前

このたび、念願の健診センターが開設され、その初代センター長に就任するにあたり、市民の皆様にご挨拶申し上げます。  
これまで健診は、外来診察室等を使って一般診療と並行して実施してはきましたが、一部を除き大半の検査、診察をこの健診センターで行えるため、感染

## 健診センターの開業にあたって

高島市民病院  
健診センター長  
青野 充



等の危険性も少なく短時間に効率的に健診を受けていただけるようになりました。  
人間ドック、生活習慣病予防健診、特定健診、一般健診等すべて予約制で、速やかな健診結果の送付と説明、医師、看護師、管理栄養士等のチームによる保健指導など、受診者の健康づくりにつながる診断、アドバイスを提供していきたいと思

お問い合わせ先  
高島市民病院 健診センター  
専用電話 (36) 8082  
までお願いします。

近年、健診受診率の向上が地域の課題となっています。巡回健診や職場の健診を受け損ねたとき、お気軽にご相談いただきたいと思います。また、事業主の皆様には、この機会に社員の皆様の定期健診を当センターでお受けいただけますようお願いいたします。  
なお、当センターは、予防医療の拠点としても、市民の皆様健康づくりに幅広く寄与してまいります。  
市民の皆様のご利用、ご支援をお願いいたします。

## 相談窓口から 3 はい! ニッコリ

## 消費者トラブルにあったら・・・

生活相談課では、消費生活相談窓口を開設し、市民の皆さんからの消費生活に関する相談を受けています。

契約トラブルで困ったときや、商品やサービスについて不安や心配を感じたときは、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。



### 【こんな相談があります】

- 訪問販売で契約をしてしまった。何とかならない?
- 粗品につられて高額な商品を買ってしまった。解約できる?
- サイト料金を請求するメールが届いた。何のこと?
- 民事訴訟を通知するはがきが届いた。どうなるの?
- クーリング・オフの方法を知りたい。
- 借金の整理をしたい。

### 【問題商法あれこれ】

点検商法、催眠商法、開運商法、ポイントメント商法、キャッチセールス、利殖商法、マルチ商法

### 【相談するときは・・・】

- 関係書類を手元に用意しましょう
- できるだけ本人が相談しましょう
- すぐに相談するようにしましょう

☎ 生活相談課 ☎ (25) 8125